身体的拘束最小化推進体制加算に係る
身体的拘束最小化に関する基本方針

■ 基本理念

当院は、患者の尊厳の保持を最も重要な基本理念のひとつとし、身体拘束を行わない医療・看護の提供に努めます。身体拘束は、原則として実施しないことを基本方針とし、やむを得ず実施する場合においても、その必要性を十分に検討したうえで、最小限の範囲にとどめ、速やかな解除に努めることを徹底し、拘束を行わない組織風土の醸成に取り組みます。

■ 身体拘束に対する基本姿勢

身体的拘束は患者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。当院では、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない診療・看護の提供に努めます。

身体拘束とは

介護服・ミトンまたはメガフォン型手袋・安全帯・ベッドの４点柵を用いて身体を抑制することをいいます。

緊急やむを得ず身体拘束を行う3つの要件

【切迫性】 患者の生命・身体が危険にさらされる可能性があり、緊急性が著しく高いこと
①意識障害、興奮性があり身辺の危険を予知できない
②自傷・他人に損傷を与える危険性がある
③疾患の回復遅延や悪化が危惧される
【非代替性】身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
病室内の環境の工夫だけでは対処不能、継続的な見守りが困難な場合など
【一時性】身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

■ 組織としての取組

当院は、身体的拘束の最小化に向け、以下の取り組みを推進します。
・拘束に頼らないケア方法の検討と実践
・多職種によるチームでの評価および早期解除に向けた助言
・職員に対する教育・研修の実施
・実施状況の把握および継続的な改善

■ 身体拘束の実施状況（地域包括ケア病棟）

令和8年8月～10月　０．４％

大田市立病院
院長　山形　真吾
看護部長　原ゆかり